

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間とする。

2. 内 容

目標1：育児休業取得者への休業期間中及び復職後のサポートを継続実施する。

令和7年4月1日～令和12年3月31日

各施設の役職者及び事務職員が社会保険労務士と連携することでより高度な内容に対応できる体制を作り、育児休業取得者への必要な相談・支援を継続していく。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付制度の周知や情報提供を継続実施する。

令和7年4月1日～令和12年3月31日

各施設の役職者及び事務職員が社会保険労務士と連携することでより高度な内容に対応できる体制を作り、職員への産前産後休業や育児休業、育児休業給付制度の情報提供を継続していく。

目標3：所定外労働削減のための措置を継続実施する。

令和7年4月1日～令和12年3月31日

各事業所の所定外労働時間を定期的に調査し、労働時間が増加している事業所については要因の分析を行い、労働時間が減少できる方策を継続実施していく。